

2018年2月2日

文化審議会 著作権分科会  
著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会 御中

河村 真紀子  
小寺 信良  
榊原 美紀  
丸橋 透

## 意見

現在、審議されております「クリエイターへの適切な対価の還元」に関して、以下の通り、意見をさせていただきます。

### 1. 重要な利害関係者である消費者・産業界の意見を無視すべきでない

補償金制度の利害関係者である権利者・消費者・産業界のうち、消費者委員及び産業界委員が補償金制度の維持・拡大に反対し、契約と技術による適切な対価還元の実現若しくは補償金制度に代わるクリエイター育成基金制度の創設を求めています。それにも関わらず、委員間で「現在の補償金制度が崩壊しており大幅に手を入れる必要がある」旨の共通理解は無かったが、まるでそれが前提であるかのような論調や合意形成がなされているかのようなとりまとめは極めて遺憾であり反対致します。

### 2. 実態調査の結果を重く受け止めるべき

実態調査の結果、2014年調査時点と比べて音楽CDからの録音は半減し、有料の音楽配信サービスからの録音が倍増していることが明らかとなりました。また、アナログも含めた録音の総体としても、制度創設当時を下回る水準に至っているとの試算結果もあります（図1参照）。このような状況下で補償金制度の維持・拡大を図ることは、客観的事実を無視するもので明らかに政策の正当性を欠いています。

### 3. 権利者の蒙り得る損失は極めて小さい

実態調査結果によれば、過去1年間に録音を行った人は全体の4割に過ぎず、録音をした人の96%が「自分が聴くため」と回答しています。他方、友人・知人への共有は権利者が損失を蒙り得ると思われませんが、友人・知人へ共有した人は全体の2~3%に過ぎません。このような状況から、権利者の蒙りうる損失は極めて小さいと言え、制度再構築・維持のための社会コストがそれを上回ることが強く危惧されます。

以上より、私的録音録画補償金制度のうち、録音の部分については現在の私的録音の実態や今後予測される推移を考慮すると、制度として維持することの社会的意義を正当化するのは困難と言えます。また、実態調査の結果からは、少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはないものと考えます。したがって、「クリエイターへの対

価の還元」が不十分な領域がある場合は、別の方策により当該還元を実現すべきと考えます。

以上

私的録音の総体は制度創設当時を 100 とすると 60 未満に減っている

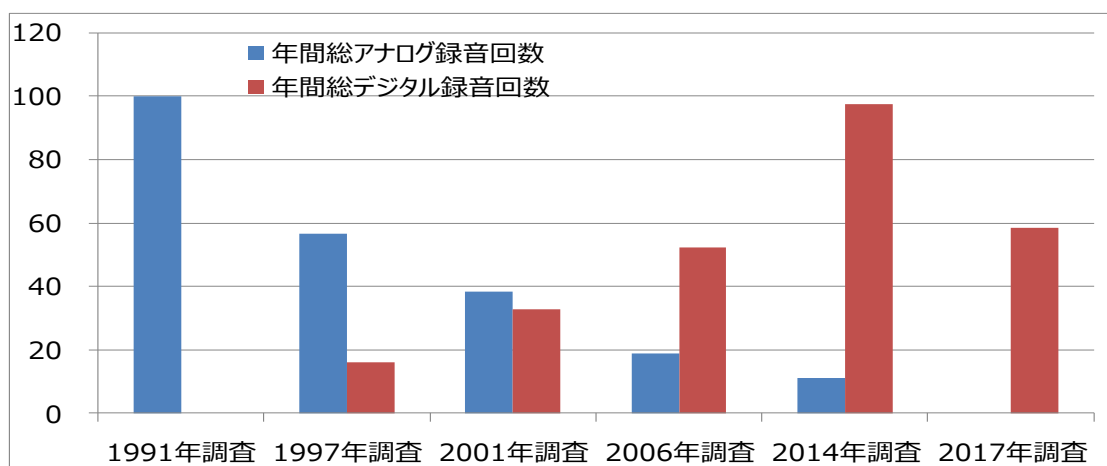


図1 国民(15~69歳)の年間総私的録音回数の推移(1991年調査を基準として)

※計算根拠は、別紙参照。

## (別紙) 私的録音の総体の計算根拠

- ① 実態調査中間報告 p.13 及び 1991年・1997年・2001年・2006年に文化庁もしくは補償金管理協会の実施した各調査より、アナログ録音及びデジタル録音の頻度について、各選択肢の中央値を用いて（ほとんど毎日=365回/年、1週間に2~3回=130回/年、1週間に1回=52回/年、1ヶ月に2~3回=30回/年、1ヶ月に1回=12回/年、2~3カ月に1回=4.8回/年、半年に1回=2回/年、1年間に1~2回=1.5回/年、1年に1回=1回/年、その他=0回）、過去1年間にアナログ録音またはデジタル録音を行ったことのある人の中での平均値を計算。
- ② 各調査における過去1年間にアナログ録音を行ったことがないと回答した割合(1991年 54.2%、1997年 56.0%、2001年 61.1%、2005年 75.7%、2014年 88.7%) 及び 過去1年間にデジタル録音を行ったことがないと回答した割合(1997年 91.9%、2001年 73.9%、2006年 59.1%、2014年 60.1%、2017年 60.0%)を用いて、過去1年間にアナログ録音またはデジタル録音を行ったことがないと回答した人も含めた平均値に換算)。
- ③ 2014年及び2017年のデジタル録音回数については、実態調査中間報告 p.19に基づいて計算した年間総録音曲数に占める年間私的録音曲数の割合(2014年 87%、2017年 76%)を乗じて調整<sup>1</sup>(2014年 17.9回、2017年 11.0回)。他の調査年度は私的録音の占める割合を計算できる材料がないため、全ての録音が私的録音に該当すると仮定<sup>2</sup>。
- ④ 各調査年の15~69歳人口(1991年 9198万人、1997年 9377万人、2001年 9343万人、2006年 9153万人、2014年 8788万人、2017年 8587万人)を乗じて、年間の総アナログ録音回数及び総デジタル録音回数を計算。
- ⑤ 1991年の総アナログ録音回数を100として他を換算(中央値を用いており(例えばほとんど毎日=365回と換算)、各年調査の設問文が厳密に一致しているわけではないことから、傾向の把握に留めるべく、絶対値ではなく相対値とした)。

<sup>1</sup> 「有料の音楽配信サービスから」「ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトから」「スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データから」の3項目を私的録音対象外とした(無料音楽配信からの複製についても、適法配信であれば有料配信と同様に契約に基づき行われている(広告収入等から著作権料を支払うなど)と考えられること、違法配信であれば違法と知っての複製は私的複製の範囲外であるため)。

<sup>2</sup> 1991年調査図 2-1によれば「(ア)ラジオからの録音、(イ)テレビから音声のみの録音、(ウ)自分や家族が持っているレコード・CD・市販の録音済みテープからの録音、(エ)貸レコード店から借りたレコード・CD・市販の録音済みテープからの録音、(オ)図書館などの公共施設から借りたレコード・CD・市販の録音済みテープからの録音、(カ)友人・知人から借りたレコード・CD・市販の録音済みテープからの録音、(ク)友人・知人がレコード・CD・市販の録音済みテープから録音したテープからの録音、(ケ)英会話の練習、会議等の録音、(コ)自分の家族、友人・知人等の私的な音楽演奏などの録音、(サ)コンサート会場、演奏会等での音楽演奏などの録音、(シ)その他の録音」が挙げられており、私的録音に該当しないと考えられる(ケ)は4.9%、その他(シ)も1.5%に留まることから、音楽配信が一定の普及をみるまでは、ほとんどの家庭内録音が私的録音に該当したと思われる。